

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係 沖縄復帰に伴う特別措置法案(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43547">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43547</a>

行政管理片關係

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（案）

（行政不服審査法関係）（四六・九。一一）

（沖繩の行政庁の処分等に關する不服申立てについての措置）

總理 6 第一條 この法律の施行前にされた沖繩の行政庁の処分（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二條第一項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）で通則第一條の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされるものその他政令で定める沖繩の行政庁の処分及びこの法律の施行前に沖繩の行政庁に対してされた申請で同条の規定により本土法令の相当規定によりされた申請とみなされるものに係る不作為（行政不服審査法第二條第二項に規定する不作為をいう。）については、この法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除き、

行政不服審査法を適用する。

2 この法律の施行前に沖繩の行政庁に対して不服申立てをすることができるとされてきた処分がこの法律の施行の際現にその提起期間が進行中のもの（提起期間が定められていなかつたものを含む。）に係る不服申立て及びこの法律の施行前に沖繩の行政庁に対して不服申立てをすることができないものとされてきた処分に係る不服申立てでこの法律の施行の前六十日以内に当該処分があつたことを知つた者が行なうものについては、行政不服審査法第十四條第一項及び第四十五條中「処分があつたことを知つた日の翌日」とあるのは、「沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日」とし、その他の不服申立てについては、これらの規定中「処分」とあるのは、「沖繩の行政庁の処分」とする。

沖繩の復帰に伴う行政不服審査法等の適用の経過措置に関する政令（案）

（四六。九。一一）

内閣は、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十七年法律第 号）総理の第一条及び第 条の規定に基づき、この政令を制定する。

（本土法令の相当規定によりされた処分とみなされない沖繩の行政の処分について行政不服審査法が適用されるもの）

第一条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「法」という。）総理の第一条の政令で定める沖繩の行政の処分は、次に掲げるものとする。

一

二

三 （法の施行前に沖繩の行政庁に対して提起された訴願等についての経過措置）

第二条 法の施行前に沖繩の行政庁に対して提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（法通則第一条の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされる処分（〇〇を除く。）又は前条に掲げる処分に係るものに限る。以下「訴願等」という。）及び法の施行前に沖繩法令の規定によりされた訴願等の判決、決定その他の処分（以下「判決等」という。）又は法の施行前に沖繩の行政庁に対して提起された訴願等につき法の施行後にされる判決等にさらに不服がある場合の訴願等については、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第百六十一号）附則第三項及び第四項の規定の例による。

(不服申立てをすることができない処分)

第三条 法の施行前に沖縄の行政庁に対して訴願等を行うことができないとされていた処分で、法の施行前にその提起期間が満了したものについては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。前条の規定により法の施行後にされる訴願等の裁決等についても、同様とする。(訴願等の提起期間の特例)

第四条 法の施行前に沖縄法令の規定によりされた訴願等の裁決等にさらに不服がある場合の訴願等の提起期間は、法の施行の際その提起期間が満了していない場合に限り、法の施行の日から起算する。

附 則

この政令は、法の施行の日から施行する。

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

事務連絡  
昭和46年9月21日

事務連絡  
事務連絡

事務連絡  
事務連絡

事務連絡

沖繩復帰対策各庁担当官 殿

行政管理局 行政管理局

行政不服審査担当

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律等に  
規定する不服申立ての経過措置について

沖繩の本土復帰に伴う特別措置に関する法律案(以下「法律案」という。)

に規定する行政不服審査法の適用についての経過措置については、

現在内閣法制局において審査中でありますが、このおescu第1国会

終了時点における法律案および政令案を送付いたしましたので、

ご検討のうえ下記事項について至急ご回答ください。

記

1. 沖繩の復帰に伴う行政不服審査法等の適用の経過措置に関する政令(仮称)(案)(以下「政令案」という。)第1条(法律案 総理府令第1項参照)で規定すべき処分(様式1)

2. 政令案第2条で規定(同条中「○○○を除く。」の部分)すべきものの調査(復帰時に不服申立てが既提起のものについても未提起の場合と同様に行政不服審査法その他本土法令の不服申立手続によることとする)(様式2)

3. 政令案第3条前段の規定にかかわらず、法の施行前に沖繩法令による不服申立提起期間が満了したものに ついても行政不服審査法による不服申立てをさ

首席事務官
総務
沖繩
海外調査
源 葉
航 空
科 学 植 力
運 船 調 査
調 査
力 学 研 究
局 庶 務

アメリカ局  
46.9.25  
北米一課

行政管理局

行政管理局



政令案第2条で規定すべきものの言調査

様式2

沖総法令	本土法令	特別措置法案の整理番号及び頁番号 政令で定めるものは政令及び規定内容	備考
<p>○ 政令案第3条の規定にかかわらず、法の施行前に沖総法令による不服申立 提起期間が満了したにもかかわらず行政不服審査法による不服申立て をさせることとするものの言調査</p>			
<p>様式3</p>			
<p>特別措置期間を定める根拠条文及びその期間</p>	<p>本土法令</p>	<p>特別措置法案の整理番号及び頁番号 政令で定めるものは政令及び規定内容</p>	<p>備考</p>
<p>沖総法令</p>			

(注) 本件についての連絡先

行政管理局 行政管理局  
藤本 副管理官  
(581):0940 (直通)  
(581) 5807 ("")



第六十条関係

(法律案要綱)

特別措置法関係  
(行政不服審査法)

21号 課長 佐藤  
198 年 柳井 了 在 1 月 1 日  
198 年 柳井 了 在 1 月 1 日

1. この法律の施行前にされた沖繩の行政庁の処分等第五十三条第一項の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされるもの、この法律の施行前に沖繩の行政庁に対してされた申請で同項の規定により本土法令の相当規定によりされた申請とみなされるものに係る不作為等について、この法律又はこの法律に基づく政令で別に定める場合を除き、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）を適用することとする。

2. この法律の施行前に沖繩の行政庁に対して不服申立てをすることができるとされてきたもの、この法律の施行の際その提起期間が進行中のものに係る不服申立て及びこの法律の施行前に沖繩の行政庁に対して不服申立てをすることができないものとしていた処分に係る不服申立てでこの法律の施行日前六十日以内に

当談処分があつたことを知つた者が行なうものについて、行政不服審査法第十四条第一項、第三項、第四十五條及び第四十八條に規定する不服申立期間を延長することとする。

(沖繩の行政庁の処分等に係る不服申立てに関する経過措置)

第六十条 この法律の施行前にされた沖繩の行政庁の処分(行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二条第一項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。)で第五十三条第一項の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされるものその他政令で定める沖繩の行政庁の処分及びこの法律の施行前に沖繩の行政庁に対してされた申請で同項の規定により本土法令の相当規定によりされた申請とみなされるものに係る不作為(行政不服審査法第二条第二項に規定する不作為をいう。)については、この法律又はこの法律に基づく政令で別に定める場合を除き、行政不服審査法を適用する。

2 この法律の施行前に沖繩の行政庁に対して不服申立てをすることができるとされてきたものとされていた処分がこの法律の施行の際その提起期間が進行中のものに係る不服申立て及びこの法律の施行前に沖

繩の行政庁に対して不服申立てをすることができないものとされていた処分に係る不服申立てがこの法律の施行の日前六十日以内に当該処分があつたことを知つた者が行なうものについては、行政不服審査法第十四条第一項及び第四十五条中「処分があつたことを知つた日の翌日」とあるのは「沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第~~三~~三)の施行の日」と、同法第十四条第三項(同法第四十八条において準用する場合を含む)中「経過したとき」とあるのは「経過したとき(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日から起算して六十日以内)に当該期間が経過することとなる場合においては、同法の施行の日から起算して六十日を経過したとき」とする。

(政令案要綱)

第百五十六條關係

1 法の施行前に沖繩の行政庁に対して提起された訴願等及び当該訴願等の裁決等にさらに不服がある場合の訴願等については、原則として、従前の例によることとする。

2 法の施行前に沖繩の行政庁に対して訴願等を行うことができるものとされていた処分でその提起期間が満了したもの及び/により法の施行後にされる訴願等の裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができないこととする。

3 法の施行前に沖繩の行政庁に対して訴願等を行うことができないものとされていた処分についての不服申立てにおいては、当該処分が不当であることを不服の理由とすることができないこととする。

4 法の施行前に沖繩の行政庁に対して訴願等を行うことができる

ものとされていた処分でその提起期間が定められていなかったもの及び法の施行前に沖繩法令の規定によりされた訴願等の裁決等について不服申立ての期間を定め又は延長することとする。

沖繩の復帰に伴う行政不服審査法等の適用の経過措置に関する政令（案）

（四六。一〇。八）

内閣は、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第 号）第六十条第一項及び第百五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（本土法令の相当規定によりされた処分とみなされない沖繩の行政庁の処分にて行政不服審査法が適用されるもの）

第一条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「法」という。）第六十条の政令で定める沖繩の行政庁の処分は、次に掲げるものとする。

一  
二  
三

（法の施行前に沖繩の行政庁に対して提起された訴願等につらての経過措置）

第二条 法の施行前に沖繩の行政庁に対して提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（法第五十三条第一項の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされる処分（〇〇〇を除く。）又は前条に掲げる処分に係るものに限る。以下「訴願等」という。）及び法の施行前に沖繩法令の規定によりされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又は法の施行前に沖繩の行政庁に対して提起された訴願等につき法の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等については、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第百六十一号）附則第三項及び第四項の規定の例による。

（不服申立てをすることができない処分等）

第三条 法の施行前に冲縄の行政庁に対して訴願等を行うことができるものとされていた処分で、法の施行前にその提起期間が満了したものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。前条の規定により法の施行後にされる訴願等の裁決等についても、同様とする。

2 法の施行前に冲縄の行政庁に対して訴願等を行うことができないものとされていた処分についての行政不服審査法による不服申立てにおいては、当該処分が不当であることを不服の理由とすることができない。

（不服申立て等を行うことができる期間に関する特例）

第四条 法の施行前に冲縄の行政庁に対して訴願等を行うことができるものとされていた処分でその提起期間が定められていなかったものに係る行政不服審査法による不服申立てをすることができ、る期間については、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理

等に関する法律附則第六項の規定の例による。

第五条 法の施行前に冲縄法令の規定によりされた訴願等の裁決等にさらに不服がある場合の訴願等の提起期間は、法の施行の際その提起期間が満了していない場合に限り、法の施行の日から起算する。

附 則

この政令は、法の施行の日から施行する。

古原忠臣  
次長

200-10作(20)  
条約課長

アメリカ局長  
参事官  
北条一課長

52720  
換付

200-10作(20) 事務連絡

46.10.1

各担当官殿

行政管理庁 行政管理局

資料の送付について

要処理
首席事務官
総務
沖繩
渉渉
調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案(行政不服

審査法関係)を御参考までに送付します。

46.10.02  
北条一課

総 理 府

B-5 次原紙用Sコピー19kg (100%アクリル)

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（案）

（行政不服審査法関係）（四六。九。三〇）

総理 第一条 この法律の施行前にされた沖繩の行政庁の処分（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二条第一項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）で通則第一条の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされるものその他政令で定める沖繩の行政庁の処分及びこの法律の施行前に沖繩の行政庁に対してされた申請で同条の規定により本土法令の相当規定によりされた申請とみなされるものに係る不作為（行政不服審査法第二条第二項に規定する不作為をいう。）については、この法律又はこの法律に基づく政令で別に定める場合を除き、行政不服審査法を適用する。

2 この法律の施行前に沖繩の行政庁に対して不服申立てをすること

とができるものとされていた処分でこの法律の施行の際その提起期間が進行中のものに係る不服申立て及びこの法律の施行前に沖繩の行政庁に対して不服申立てをすることができないものとされていた処分に係る不服申立てでこの法律の施行日前六十日以内に当該処分があつたことを知つた者が行なうものについては、行政不服審査法第十四条第一項及び第四十五条中「処分があつたことを知つた日の翌日」とあるのは「沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 年法律第 号）の施行の日」と、同法第十四条第三項（同法第四十八条において準用する場合を含む。）中「経過したとき」とあるのは「経過したとき（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 年法律第 号）の施行の日）から起算して六十日以内」に当該期間が経過することとなる場合においては、同法の施行の日から起算して六十日を経過したとき」とする。

沖繩の復帰に伴う行政不服審査法等の適用の経過措置に関する政令（案）

（四六・九・三〇）

内閣は、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和二十一年法律第 号）総理の第一条及び第 条の規定に基づき、この政令を制定する。

（本土法令の相当規定によりされた処分とみなされない沖繩の行政庁の処分について行政不服審査法が適用されるもの）

第一条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「法」という。）総理の第一条の政令で定める沖繩の行政庁の処分は、次に掲げるものとする。

一

二

三  
（法の施行前に沖繩の行政庁に対して提起された訴願等についての経過措置）

第二条 法の施行前に沖繩の行政庁に対して提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（法通則第一条の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされる処分（〇〇〇を除く。）又は前条に掲げる処分に係るものに限る。以下「訴願等」という。）及び法の施行前に沖繩法令の規定によりされた訴願等の裁判、決定その他の処分（以下「裁判等」という。）又は法の施行前に沖繩の行政庁に対して提起された訴願等につき法の施行後にされる裁判等にさらに不服がある場合の訴願等については、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第百六十一号）附則第三項及び第四項の規定の例による。



(不服申立てをすることができない処分)

第三条 法の施行前に沖繩の行政庁に対して訴願等を行うことができるものとされていた処分で、法の施行前にその提起期間が満了したものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てを行うことができない。前条の規定により法の施行後にされる訴願等の裁決等についても、同様とする。  
(不服申立て等を行うことができる期間に関する特例)

第四条 法の施行前に沖繩の行政庁に対して訴願等を行うことができるものとされていた処分でその提起期間が定められていなかったものに係る行政不服審査法による不服申立てを行うことができる期間については、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律附則第六項の規定の例による。

第五条 法の施行前に沖繩法令の規定によりされた訴願等の裁決等にさらに不服がある場合の訴願等の提起期間は、法の施行の際そ

の提起期間が満了していない場合に限り、法の施行の日から起算する。

#### 附 則

この政令は、法の施行の日から施行する。

200-2: (1/4) 200-2: (1/4) 200-2: (1/4)

官房書記官

条約課長  
法規課長

安全保障課長

アメリカ局長  
参事官

北米本一課長  
事務官

46.10.11

(長) 中野 氏

各担当官殿

行政管理庁 行政管理局

資料の送付について

沖繩の復帰に伴い行政不服審査法等の適用の経過措置に関する政令(案)、政令案要綱を御参考までに送

付します。

- 要処理
- 首 事務官
- 総 務
- 沖 繩
- 渉外調査
- 漁 業
- 航 空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調 査
- カナダ
- 局庶務

枚のり

アメリカ局  
46.10.13  
北米一課

総 理 府

B-5: 大型紙S=ワゾー19kg (100枚入り)

沖繩の復帰に伴う行政不服審査法等の適用の経過措置に関する政令（案）

（四六。一〇。八）

内閣は、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第 号）第六十条第一項及び第百五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（本土法令の相当規定によりされた処分とみなされない沖繩の行政庁の処分にて行政不服審査法が適用されるもの）

第一条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「法」という。）第六十条の政令で定める沖繩の行政庁の処分は、次に掲げるものとする。

一  
二  
三

（法の施行前に沖繩の行政庁に対して提起された訴願等についての経過措置）

第二条 法の施行前に沖繩の行政庁に対して提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（法第五十三条第一項の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされる処分（〇〇〇を除く。）又は前条に掲げる処分に係るものに限る。以下「訴願等」という。）及び法の施行前に沖繩法令の規定によりされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又は法の施行前に沖繩の行政庁に対して提起された訴願等につき法の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等については、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第百六十一号）附則第三項及び第四項の規定の例による。

（不服申立てをすることができない処分等）

第三条 法の施行前に沖繩の行政庁に対して訴願等を行うことができるものとされていた処分で、法の施行前にその提起期間が満了したものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。前条の規定により法の施行後にされる訴願等の裁決等についても、同様とする。

2 法の施行前に沖繩の行政庁に対して訴願等を行うことができないものとされていた処分についての行政不服審査法による不服申立てにおいては、当該処分が不当であることを不服の理由とすることができない。

（不服申立て等を行うことができる期間に関する特例）

第四条 法の施行前に沖繩の行政庁に対して訴願等を行うことができるものとされていた処分でその提起期間が定められていなかったものに係る行政不服審査法による不服申立てをすることができ、る期間については、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理

等に関する法律附則第六項の規定の例による。

第五条 法の施行前に沖繩法令の規定によりされた訴願等の裁決等にさらに不服がある場合の訴願等の提起期間は、法の施行の際その提起期間が満了していない場合に限り、法の施行の日から起算する。

附 則

この政令は、法の施行の日から施行する。

(政令案要綱)

第百五十六條關係

- 1 法の施行前に沖繩の行政庁に対して提起された訴願等及び当該訴願等の裁決等にさらに不服がある場合の訴願等については、原則として、従前の例によることとする。
- 2 法の施行前に沖繩の行政庁に対して訴願等を行うことができるものとされていた処分での提起期間が満了したもの及び/により法の施行後にされる訴願等の裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができないこととする。
- 3 法の施行前に沖繩の行政庁に対して訴願等を行うことができないものとされていた処分についての不服申立てにおいては、当該処分が不当であることを不服の理由とすることができないこととする。
- 4 法の施行前に沖繩の行政庁に対して訴願等を行うことができる

ものとされていた処分での提起期間が定められていなかったもの及び法の施行前に沖繩法令の規定によりされた訴願等の裁決等について不服申立ての期間を定め又は延長することとする。